

電磁環境への取り組み

電磁環境

◆ 携帯電話等の電波による人体への影響調査

○スマートフォン使用時の目の疲れに対する高周波電磁界の影響調査

○アミロイドβタンパク質凝集に対する高周波電磁波の影響評価

◆ 電波の安全性に関する広報活動

○広報用パンフレット・小冊子の作成、配布

○ホームページによる電波の開設と研究成果の開示

◆ 不要電波問題等への対応

○電磁両立性への対応

○『医療機関における携帯電話等の使用に関する指針』の公表

○『医療機関において安心・安全に電波を利用するための手引き(改定版)』及びエッセンス版の公表



いわゆる『電磁過敏症』について

近年、携帯電話などの電波を発する機器の普及に伴い、日常生活での電波ばく露によって、頭痛や睡眠障害などの自覚症状、いわゆる『電磁過敏症』を発症するのではないかと、メディア等で報じられることがあります。

これについて、世界保健機関(WHO)をはじめ国内外の専門機関は、『電磁過敏症と言われる症状を電波ばく露と結びつける科学的根拠はありません』、『これらの症状は、電波ばく露そのものではなく、ノシーボ効果のように電波の健康影響を恐れる結果としてのストレス反応によるかも知れないという示唆もありまとの見解を示しています。

電波が人体に与える影響は、我が国を含む世界各国で数十年間にわたって蓄積されてきた膨大な研究成果から、一定以上の道さの電波ばく露によって、高い周波数では全身や局所の体温が上がる「熱作用」、低い周波数では体内に電流が流れて神経を刺激する「刺激作用」が知られています。この「熱作用」や「刺激作用」による人体への有害な影響を防ぎ、より安全により安心して電波を利用するために、我が国では電波防護に関する基準値が制定されています。この電波防護に関する基準値は、WHOが推奨し、多くの国々が採用している国際非電離放射線防護委員会(ICNIRP)のガイドラインと同等で、人体への影響を十分に考慮した値となっています。

電磁環境委員会は、放送局や携帯電話基地局および携帯電話などの機器からの電波ばく露と『電磁過敏症』を結びつける科学的根拠は無いと判断しており、安心してご利用いただけるものと考えています。